

○財務省告示第四百七十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
成十五年五月三十日に発行した利付国債の発行条
件等を次のとおり告示する。

平成十五年六月九日

財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（五年）（第二十六
回）

二 発行の根拠
平成十四年度における財政運営
のための公債の発行の特例等に
関する法律（平成十四年法律第
二十号）第二条第一項及び財政
融資資金特別会計法（昭和二十
六年法律第一百一号）第十一条第
一項並びに国債整理基金特別会
計法（明治三十九年法律第六号）

三 振替法の適用等
社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、価格競争入札におい
て定められた利率をその利率と
し、価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られるものによる発行（以下
「

八 額 最 低 額 面 金	七 口 イ 入 価 札 格 競 競 争 争 入 争 入 額	七 口 札 非 発 競 行 争 入	六 イ 入 価 札 格 発 競 行 争 入 額	五 口 イ 札 非 入 価 発 競 行 争 入 額	五 方 募 法 入 入 決 札 定 発 の
五 万 円	七 兆 八 千 百 七 十 七 億 二 千 百 十 六 万 五 千 六 百	利 第 国 万 金 十 五 円 三 付 一 融 百 債 の 例 政 う 額 七 付 一 債 円 額 条 第 千 国 資 九 に 規 等 運 ち 十 国 項 の 理 一 第 四 債 の 定 に 営 の 平 面 九 債 の 規 基 一 項 百 一 債 整 理 基 金 特 別 会 計 法 第 五 条 億 千 四 百 万 円	割 各 当 も 各 非 り 申 てる の 申 競 当 込 る 〇 込 争 て みの 〇 募 入 る 〇 額 を 案 分 により	各 申 込 みの うち 応募 額 を 順 次 割 り の 〇 募 額 を 案 分 により	非 競 争 入 札 発 行 〇 とい 〇

九 振替単位

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと

十一 発行日

平成十五年五月三十日

イ 発行価格

額面金額百円につき百円三銭以

ロ 入札発行

上のそれぞれに応募価格

札発行

額面金額百円につき百円四銭

十二 利率

年〇・二パーセント

十三 経過利率

は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第二

十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.2}{100} \times \frac{71}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるもの

については、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(た

だし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額

に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除すること

十四 初期利子

平成十五年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した

